

# 山梨県公報

号外第三十一号

令和四年

六月二十四日

金 曜 日

## 目 次

- 山梨県行政組織規則等の一部を改正する規則……………一
- 山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則……………二
- 建築士法施行細則の一部を改正する規則……………三
- 山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………三

## 規 則

### 山梨県規則第十九号

山梨県行政組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年六月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県行政組織規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「知事直轄組織」を「感染症対策センター」に改める。

- 一 山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)第三条、第十二条第二項、第十二条の二第一項から第六項まで、第十四条第一項、第十四条の二第一項及び第二項並びに別表第一の一の表知事直轄組織の項
- 二 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)第三十条第三項の表二の項
- 三 山梨県職員の特別褒賞金に関する条例施行規則(昭和四十三年山梨県規則第四十五号)第三条第一項第一号

### 附 則

#### (施行期日)

1 この規則は、山梨県部等設置条例の一部を改正する条例(令和四年山梨県条例第三十二号)の施行の日から施行する。

(山梨県行政組織規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の山梨県行政組織規則の規定による機関

によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為は、この規則による改正後の山梨県行政組織規則の規定による相当の機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、同表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

知事直轄組織	感染症対策センター
知事直轄組織感染症対策企画グループ	感染症対策センター感染症対策企画グループ
知事直轄組織新型コロナウイルス対策グループ	感染症対策センター新型コロナウイルス対策グループ
知事直轄組織グリーン・ゾーン推進グループ	感染症対策センターグリーン・ゾーン推進グループ

### 山梨県規則第二十号

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年六月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

別表の第一の一の2の(2)中「五百七十一万四千元」を「六百二十八万五千元」に改め、同表の第一の二の1の(3)中「千百六十円」を「千百八十円」に改め、同表の第一の三の(1)の表中「一八、八〇〇円」を「一八、七〇〇円」に、「二四、二〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に、「三五、八〇〇円」を「三五、六〇〇円」に、「四二、八〇〇円」を「四二、五〇〇円」に、「五四、二〇〇円」を「五三、九〇〇円」に、「七、九〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「三一、二〇〇円」を「三一、〇〇〇円」に、「四〇、四〇〇円」を「四〇、一〇〇円」に、「五六、二〇〇円」を「五五、八〇〇円」に、「六五、七〇〇円」を「六五、三〇〇円」に、「八二、七〇〇円」を「八二、二〇〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一一、三〇〇円」に改め、同表の第一の三の(3)の(2)

の表中「八、三〇〇円」を「八、二〇〇円」に、「一二、四〇〇円」を「一二、三〇〇円」に、「一五、一〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「一八、九〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「一九、九〇〇円」に、「二三、〇〇〇円」を「二二、九〇〇円」に、「一八、四〇〇円」を「一八、三〇〇円」に、「二一、八〇〇円」を「二一、七〇〇円」に、「二七、六〇〇円」を「二七、四〇〇円」に改め、同表の第一の六の(二)の(1)中「五十九万五千円」を「六十五万五千円」に改め、同表の第一の六の(二)の(2)中「三十万円」を「三十一万八千円」に改め、同表の第一の八の(三)の(2)の(イ)中「四千五百円」を「四千七百元」に改め、同表の第一の八の(三)の(2)の(ロ)中「四千八百円」を「五千円」に改め、同表の第一の八の(三)の(2)の(ハ)中「五千二百円」を「五千五百円」に改め、同表の第一の九の(三)中「二十一万五千二百円」を「二十一万三千八百円」に、「十七万二千円」を「十七万九百元」に改め、同表の第一の十二の(二)中「十三万七千九百元」を「十三万八千三百円」に改め、同表の第二の(一)の(1)中「二万五千三百円」を「二万五千四百円」に改め、同表の第二の(一)の(1)の(2)中「二万六千四百円」を「二万六千三百円」に改め、同表の第二の(一)の(1)の(3)中「二万六千五百円」を「一万六千四百円」に改め、同表の第二の(一)の(1)の(4)中「一万四千五百円」を「一万四千六百円」に改め、同表の第二の(一)の(1)の(5)中「一万六千八百円」を「一万六千六百円」に改め、同表の第二の(一)の(7)中「二万六千五百円」を「二万七千円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第二十一号

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年六月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（平成十三年山梨県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「令和四年六月三十日までの間」を「令和七年六月三十日までの間（旅館業に属する指定工場にあつては、当分の間）」に改め、附則第四項及び附則第五項中「特定施設」の下に「を設置する工場等」を加え、「令和四年六月三十日までの間」を「令和七年六月三十日までの間（旅館業に属する特定施設を設置する工場等にあつては、当分の間）」に改め、附則第六項中「令和四年六月三十日までの間」を「令和七年六月三十日までの間（下水道業又は旅館業に属する指定工場等にあつては、当分の間）」に改める。

間）」に改める。

附則別表二ほう素及びその化合物の項中

五〇

を

四〇

に、

旅館業（するもの

温泉を利用  
に限る。）

五〇〇

を

旅館業（一リットルにつきほう素五百ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。）	三〇〇
旅館業（一リットルにつきほう素五百ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。）	五〇〇

に改め、同表アンモニ

ア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項を次のように改める。

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一一号の二口に掲げる施設を有するものに限る。）	三〇〇
	ジルコニウム化合物製造業	三五〇
	畜産農業（水質汚濁防止法施行令別表第一一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）	四〇〇

モリブデン化合物製造業	一、三〇〇
バナジウム化合物製造業	一、六五〇
貴金屬製造・再生業	二、八〇〇

**附則**

(施行期日)

- この規則は、令和四年七月一日から施行する。
- この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**山梨県規則第二十二号**

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年六月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年山梨県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第三項中「上半身」を削る。

第二十九条第一項第二号中「脱帽し」を「脱帽して」に、「上半身を写した」を「撮影した」に改める。

**附則**

この規則は、令和五年二月二十八日から施行する。

**山梨県規則第二十三号**

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年六月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第四百六号の次に次の五号を加える。

四百六の二 畜舎建築利用計画認定申請手数料

四百六の三 畜舎建築利用計画変更認定申請手数料

四百六の四 認定畜舎等の仮使用認定申請手数料

四百六の五 畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

四百六の六 畜舎等の高さの許可申請手数料

別表中第四百八十四号の二十七を第四百八十四号の二十九とし、第四百八十四号の十三から第四百八十四号の二十六までを二号ずつ繰り下げ、第四百八十四号の十二を削り、第四百八十四号の十一を第四百八十四号の十三とし、同号の次に次の一号を加える。

四百八十四の十四 長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継承認申請手数料

別表中第四百八十四号の十を第四百八十四号の十一とし、同号の次に次の一号を加える。

四百八十四の十二 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料

別表中第四百八十四号の九を第四百八十四号の十とし、第四百八十四号の八の次に次の一号を加える。

四百八十四の九 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料

別表中第四百九十六号の二から第四百九十六号の七まで及び第五百三十九号の三を削り、第五百三十九号の四を第五百三十九号の三とする。

**附則**

この規則は、令和四年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第四百六号の次に五号を加える改正規定及び同表中第五百三十九号の三を削り、第五百三十九号の四を第五百三十九号の三とする改正規定 公布の日

二 別表第四百九十六号の二から第四百九十六号の七までを削る改正規定 令和四年七月一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番